

令和4年4月1日

## 身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人進和学園

### 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

法人及び各施設・事業所は、法人理念「本人中心」の下で、「しんわ基本宣言」、「しんわ職員行動規範」に基づき、利用者ご本人（以下、ご本人）一人ひとりのかけがえのない命を守り、心身ともに健康で、基本的人権を尊重した心豊かな暮らしを、ご本人が送れるように支援します。その暮らしの中で、ご本人の自由を阻む身体拘束等の行動制限は原則禁止とします。

しかし、緊急やむを得ず身体拘束等の行動制限をする場合については、3要件を満たすこと、身体拘束等行動制限判定会議、ご本人、ご家族、後見人への丁寧な説明と同意等適正な手続きを踏まえて実施します。また実施後からご本人の状況を確認し、身体拘束の必要性を常に検討しながら、身体拘束の軽減、解除に向けて計画的に取組みます。その取組みの詳細は「虐待防止対応規程」及び「身体拘束等行動制限対応規程」に定めます。

### 2 身体拘束等適正化のための体制

法人及び各施設・事業所は、「虐待防止対応規程」及び「身体拘束等行動制限対応規程」に基づき、法人及び各施設・事業所に人権・虐待防止委員会を設置し、適正な手続きを経て取組みます。

### 3 身体拘束等適正化のための職員研修

法人及び各施設・事業所は、身体拘束等の適正化及び人権擁護、虐待の防止を図るために年1回以上の人権研修及び事業所内での定期的な虐待防止や身体拘束についての研修を行います。また新採用、中途採用職員を対象とした人権に関する研修は必須とし、速やかに実施します。その他職員教育として必要な研修への参加を計画的に推進します。

### 4 緊急やむを得ず身体拘束等行動制限を行わざるを得ない場合の対応

法人及び各施設・事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等行動制限を実施する場合には「身体拘束等行動制限対応規程」に基づき、適正な手続きのもと取組みます。

### 5 身体拘束等行動制限に関する報告

法人及び各施設・事業所は、身体拘束等行動制限についての実施報告は、日々の朝礼、申し送り、日誌システム経過録、各ケース会議、職員会議等で報告し、情報共有を図ります。必要に応じて法人及び施設長会に報告します。ご家族、後見人への報告については、「身体拘束等行動制限対応規程」の様式4「身体拘束等行動制限実施報告書」をもって年2回行います。

### 6 利用者ご本人等による本指針の閲覧

法人及び各施設・事業所は、この指針について、ご本人、ご家族、後見人からの求めがあれば閲覧に応じます。この指針は事業所内に掲示するとともに、進和学園ホームページに掲載します。

以上